

ペットボトルの資源循環型リサイクル及びごみ減量に関する細目協定書

江別市（以下「甲」という。）と北海道コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、甲及び乙間で令和6年11月7日付け締結の「江別市と北海道コカ・コーラとのまちづくりに関する包括連携協定」に基づき、使用済みペットボトルからペットボトルを製造する資源循環型リサイクル事業（以下「本事業」という。）及び本事業によるごみ減量を実施するため、この細目協定書（以下「本協定書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定書は、甲及び乙の担うべき事項を定め、江別市民等が排出するペットボトルの資源循環型リサイクルを実施することにより、ごみの減量及び資源の有効利用を推進し、持続可能な環境・経済・社会を目指すことを目的とする。

（役割）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、それぞれ次の各号に掲げる役割を分担するものとする。

（1）甲の役割

- ア 持続可能な循環型社会の形成に向けた取組の推進及び広報活動
- イ 江別市民等への適正なペットボトルの分別の意識啓発
- ウ 江別市民等に対する本事業への取組に関する情報の提供
- エ 本事業によるごみ減量及びリサイクルの適正な実施のための措置

（2）乙の役割

- ア 江別市民等が排出するペットボトルなどを原料とする飲料容器用途再生樹脂を使用したリサイクルペットボトルを容器として使用した飲料製品の製造及び販売
- イ 甲が実施する環境意識啓発活動への協力
- ウ 甲が実施する環境教育への協力
- エ 甲のごみ減量及びリサイクルに関する施策への協力

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、必要に応じて内容及び方法について情報を交換し、協議を行う。

3 甲は、令和7年度から使用済みペットボトルを、乙が指定する中間処理業者（北海道ペットボトルリサイクル株式会社）と別途契約して引き渡すものとする。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本事業の実施に当たり知り得た相手方の機密情報を、相手の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示又は漏洩してはならない。なお、ここでいう第三者に日本コカ・コーラ株式会社及び乙のグループ会社各社は含まれないものとする。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責任を負うものとする。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、令和6年11月7日から令和8年3月31日までとする。ただし、有効期限が満了する6か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期限が満了する日の翌日から1年間、本協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

（補則）

第5条 本協定書に定める事項に関して疑義が生じたとき、本協定書に定められた内容を変更するとき又は本協定書に定めのない事項については、協議のうえ、別途覚書を取り交わして決定し、処理するものとする。

以上、本協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙それぞれ記名押印又は署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年11月7日

甲 江別市高砂町6番地
江別市

江別市長 後藤 好人

乙 札幌市清田区清田一条一丁目2番1号
北海道コカ・コーラボトリング株式会社

代表取締役社長 酒寄 正太